

NOSAIの 農機具更新共済 ＝ 約 款 ＝

目 次

ご加入のみなさまへ

I 共済証券の記載内容をご確認ください	1
II ご加入時に必ずご確認ください	4
III ご加入内容に変更が発生した場合について	4
IV 事故が起こったときの手続き	5
V 満期を迎えられるとき	6

農機具更新共済約款

第1章 補償の内容	7
第2章 共済掛金等の払込	7
第3章 共済金の支払	8
第4章 共済金の支払額	10
第5章 告知義務・通知義務等	12
第6章 共済関係の失効等	14
第7章 共済掛金等の追加・返還等	14
第8章 損害の発生	17
第9章 その他	18

特約条項

臨時費用担保特約条項	20
共済掛金等分割払特約条項	23
地震等担保特約条項	24

ご加入のみなさまへ

I 共済証券の記載内容をご確認ください

お届けいたしました共済証券の記載内容をよくお確かめください。記載内容が事実と異なる場合は、事故の際に共済金をお支払いできなかったり、共済関係を解除させていただいたりすることがありますのでご注意ください。

万一、記載内容にご不明な点又はお気づきの点などがございましたら、NOSA I までお問い合わせください。

1 ご加入者のお名前、ご住所

ご加入いただいている方のお名前、ご住所をご確認ください。

加入申込みから共済責任期間開始までに、譲渡、相続その他の包括承継により、ご加入いただいている方が変更になったときにはNOSA I までご連絡ください。

2 共済責任期間

農機具更新共済の共済責任期間（共済で補償される期間）は、共済掛金を納入していただいた日（共済証券記載の日が共済掛金を納入いただいた日以後の日であるときは、共済証券に記載されている日）の午後4時に開始し、農機具ごとに記載されている期間の末日の午後4時に終了します。

共済責任期間は、3年から残存年数（農機具の種類ごとの耐用年数から購入後の経過年数（1年に満たない端数月は切り捨てます）を差し引いた年数）までの年数でお申し出いただいた年数です。

期間の末日、期間の年数をご確認ください。

3 農機具更新共済で補償の対象になる共済事故

農機具更新共済の補償の対象となる共済事故は次のとおりです。これらの共済事故以外の原因（故障、磨耗、腐食、さびなど）による損害は、共済金の支払い対象になりません。

- (1) 火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発
- (2) 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故（次の表中の事故に限り、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損

その他 これら に類す る稼働 中の事 故	ア 圃場等から引揚げられる時のけん引による事故
	イ 共済目的と連結し一つの機能として稼働している機体（トラクターに接続しているロータリーなどをいいます。以下同様とします。）の動作に起因し、有体物が共済目的に落下若しくは飛来した事故（ロータリーからの飛び石によるトラクターの損害など）
	ウ 共済目的が、共済目的と連結し一つの機能として稼働している機体と接触・衝突した事故
	エ 収穫物等（コンバインにおける籾・ワラなどをいいます。）の詰まりによる事故
	オ 道路の段差を乗り越える時等の衝撃による事故

- (3) 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（地震等及び落雷による損害を除きます。）
- (4) 共済責任の終了または満了に伴う経年減価による損害

4 特約の種類

農機具ごとの特約をご確認ください。特約によって共済金の支払いなどが変わりますのでご注意ください。共済証券に表記されている特約は次のとおりです。

共済証券の表記	特約の種類
無	特約なし
臨費	臨時費用担保特約
地震	地震等担保特約
臨費地震	臨時費用担保特約＋地震等担保特約

特約の概要は次の通りです。詳しくは約款の特約条項や農機具共済チラシをご覧ください。

特 約	特約の概要
臨時費用担保特約	● 災害共済金が支払われるとき、臨時費用共済金として共済金額に損害割合（損害の額／新調達価額）の10%を加算してお支払いいたします。 ● 災害共済金が支払われるときの事故により加入者（同居の家族を含みます）が死亡（基準による後遺障害を含みます）又は30日以上入院加療（むちうち症などの他覚症状のないものを除きます）を要したとき、傷害費用共済金をお支払いします。
地震等担保特約	● 地震等による損害についても、次の算式により災害共済金をお支払いします。 $\text{災害共済金} = \text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額} \times 50\%}{\text{新調達価額}}$ この特約を付けていない場合、地震等による損害についてはお支払いできません。

5 機種・銘柄・型式区分・車体番号

- （1）機種 機種とは、トラクター、田植機、コンバインなど農機具の種類をいいます。農機具更新共済の共済掛金は、機種の区分により変わります。自脱型コンバイン（米麦用コンバイン）と普通コンバイン（汎用コンバイン）、草刈機（畦畔刈りなど）とモア（牧草刈りなど）の違いなどにご注意ください。
- （2）銘柄 メーカー名のことです。製造会社と販売会社が異なる場合は、販売会社になります。
- （3）型式区分 農機具の販売型式と区分を合わせたものです。農機具の銘板、売買契約書、車体のラベル等でご確認ください。
- （4）車体番号 農機具ごとの打刻された番号です。農機具の銘板、車体の打刻等でご確認ください。

6 新調達価額

農機具の標準小売価格（税込）を告知していただいた価格です。共済金の算定時に用いる「新調達価額」は農機具の型式区分やオプション装備により損害評価時に決定します。

この金額が共済金額の上限（この金額が2,000万円を超える場合は2,000万円が共済金額の上限）になります。

7 共済金額

農機具一台ごとに、10万円から2,000万円の範囲で、新調達価額を上限に、選択いただいた金額で、共済事故でお支払いする災害共済金の上限金額です。

共済事故によってお支払いする災害共済金は、損害評価時に決定される新調達価額に対する共済金額の

割合に比例します。

共済金額が型式区分やオプション装備で損害評価時に決定される新調達価額を超えるときには、超えた共済金額分の共済関係は無効になります。この場合、超えた共済金額に係る共済掛金等はお申し出により返還することができます。

$$\text{災害共済金} = \text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}}$$

※ 地震等担保特約付きの場合は、特約の種類をご覧ください。

8 減価共済金額

農機具一台ごとに、5万円から経年減価額まで（経年減価額が共済金額を超えるときは共済金額まで）の範囲で選択いただいた金額で、共済責任の終了または満了により支払われる減価共済金（満期共済金）の上限金額です。

$$\text{経年減価額} = \text{新調達価額} \times \frac{\text{共済責任期間年数}}{\text{耐用年数}}$$

※ 1万円未満の端数は切り捨てます。

減価共済金（満期共済金）の額は次のとおりです。

（1）共済責任満了の場合

減価共済金額に相当する額とします。

（2）共済責任終了の場合

損害の額を限度として、次の算式によって算出された額とします。

$$D \times \frac{M}{N} \times \left(1 - \frac{B}{A}\right)$$

D : 減価共済金の額

M : 共済責任終了時における共済責任経過年数（1年未満の端数月がある場合にはこれを切り上げて1年とします。）

N : 共済責任期間年数

B : 災害共済金

A : 共済金額

9 共済掛金等

初年度共済掛金等と2年目以降共済掛金等が記載されています。

次の共済掛金期間（共済責任開始日（2年目以降は共済責任開始日の応答日）から1年間）の共済掛金等は、共済掛金期間が満了の日までに組合に払い込まなければなりません（農機具更新共済約款第5条）。

共済掛金期間の満了の日の翌日から14日の猶予期間があります（農機具更新共済約款第6条）。

猶予期間中に共済事故により災害共済金をお支払いすることになったときは、支払うべき災害共済金からその共済掛金等を差し引きます。

猶予期間が経過したときには、猶予期間の初日から共済関係は効力を失います。

共済掛金等の払込みがなく共済関係が効力を失った場合にあって、効力を失ってから1年以内であれば、共済関係の復活を申し込むことができます。この場合、共済掛金等に相当する未納の金額に延滞利息を加算して納入しなければなりません（農機具更新共済約款第7条）。この共済関係の復活の効力は共済掛金等に延滞利息を加算した金額を納入したときから生じます。

10 備考（格納場所等）

農機具の通常の格納場所などが記載されています。

Ⅱ ご加入時に必ずご確認ください

重要事項説明書には、農機具更新共済で共済金が支払われない場合などを記載しております。ご加入にあたって必ずご一読ください。

農機具更新共済の重要事項説明書は、農機具共済チラシにあるほか、NOSA I 宮城の Web サイト（アドレス <https://www.nosaimiyagi.or.jp/>）の「農機具共済の制度の仕組み」に掲示しています。

Ⅲ ご加入内容に変更が発生した場合について

共済責任期間中にご加入内容に変更が生じた場合は、直ちに（又はあらかじめ）NOSA I へご連絡ください。ご連絡がない場合には共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

1 ご加入後に通知いただく事項（通知義務） 〈更新共済約款第 17 条〉

（1）通知義務とは・・・

通知義務とは共済責任期間の中途にご加入内容の変更が生じた場合、その事実・変更内容を直ちに（又はあらかじめ）書面をもってNOSA I にご連絡いただかなければならない、ご加入いただいている方の義務をいいます。ご連絡が遅れた場合には共済金をお支払いできないことや共済関係を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

（2）通知義務の内容

ご加入いただいている農機具について次のことが生じた場合にはNOSA I にご通知ください。

項目	内 容
通知 義務	① 補償内容が同じ他の共済・保険に加入するとき
	② 農機具を譲渡するとき
	③ 農機具を解体・廃棄するとき
	④ 農機具が共済事故以外の原因によって破損した場合
	⑤ 農機具の用途を変更するとき 例) ハーベスタの脱穀部を取り外して運搬機として使う場合など
	⑥ 農機具を著しく改造するとき 例) 乗用田植機の苗のせ台と植付部を除いて、作溝刃を後付けした乗用水田溝切機として使う場合など
	⑦ 格納場所又は設置場所を変更するとき
	⑧ 事故発生の危険が著しく増加するとき
	⑨ その他、告知事項の内容に変更を生じさせるような事実が発生したとき

2 ご加入している農機具を譲渡される場合 〈更新共済約款第 36 条〉

ご加入している農機具を譲渡される場合、譲り受ける方が承継することを申し出てNOSA I がこれを承諾しなければ、譲り受けた方にこの共済関係の権利・義務は移りません。

Ⅳ 事故が起こった時の手続き

1 万一、事故が発生したならば・・・

① まず、安全を確保し負傷者の救護を行ってください

農作業事故は、農機具の損害ばかりでなく、人身におよぶことがあります。

万一、事故が起こった場合は、まずご自身の安全を確保し、負傷者がいらっしゃる場合は負傷者の救護を行ってください。

② すみやかにご通知ください

事故が発生したならば、すみやかに次のことをNOSA Iにご通知ください。事故発生通知が遅れた場合、共済金の一部又は全部が免責されることがありますのでご注意ください。

- (1) 事故発生の日時
- (2) 事故発生の場所
- (3) 事故の概況

③ 事故にあった農機具を修理される場合

修理に着手される前にNOSA Iにご連絡ください。損害の状況が確認できない場合、共済金をお支払いできない場合があります。

もしもNOSA Iが確認する前に修理が完了した場合は、交換した部品はすべて保管しておいてください。NOSA Iが確認する前に破損した部品を廃棄してしまった場合、共済金の一部又は全部をお支払いできない場合があります。

2 農機具共済には復旧義務があります

共済事故で破損した農機具は、事故の発生から1年以内に復旧しなければなりません。復旧とは修理を完了されるか、ご加入いただいている農機具と同機種で同一性能の農機具を購入されることをいいます。

もしも1年以内に復旧しない場合にあっては、損害の額を農機具の時価額を基準として算定した共済金をお支払いします。

ただし、災害救助法が適用される災害があった場合、災害救助法が適用された地域においてその災害により損害が生じた農機具については、復旧しなければならない期間が通常の1年に加え3年を限度に延長される場合があります。

3 共済金請求に必要な提出書類は

共済金の請求に必要な書類は、ご加入いただいている方自身がNOSA Iに提出ください。必要な書類、手続きは事故の損害評価時にNOSA Iの担当者が説明いたします。なお、ご不明な点がございましたならば遠慮なくNOSA Iにお問い合わせください。

① 共済金請求書

ご加入内容、共済事故名などが記載された請求書になります。

② 修理明細請求書等

農機具の修理を行った修理業者がご加入している方に出した修理内容の明細が記載された請求書です。共済金を請求する事故内容と修理明細の内容が合っていること、修理業者の社印が押印されていることをご確認のうえ、ご加入いただいている方自身がNOSA Iにご提出してください。

なお、修理業者が別の業者に外注した場合など、別に添付いただく書類が必要になる場合がございます。

※ 部品が供給されないなどの理由により修理不能となる場合にあっては、修理明細請求書ではなく見積書を修理業者から取得いただき、ご加入している方自身がNOSA Iにご提出いただきます。この場合、新たに農機具を購入するなどして復旧したことを「復旧通知書」及び「農機具購入証明書」でご通知いただきます。

③ その他の書類

共済事故の状況によって、上記とは別にご提出をお願いする書類がございます。

- ・ 火災事故のとき 消防署が発行する罹災証明書
- ・ 交通事故、盗難など第三者による損害のとき 警察署の発行する被害届け等の受理番号、必要に応じて示談書

※ 交通事故等で示談を行う場合には、あらかじめNOSA Iにご連絡ください。示談の内容によっては、共済金をお支払いできなくなることがあります。

V 満期を迎えられるとき

1 満期共済金がお手元に届くまで

共済責任の満了により、満期共済金をお支払いいたします。満期共済金のお受け取りについて手続きが必要ですのでご確認ください。

① 書類の到着をお待ちください

共済責任の満了する予定日の前の月の初めまでに「農機具更新共済満期時支払請求書」をお送りいたします。満了日が近づいても書類が到着しない場合はNOSA Iにお問い合わせください。

② 内容をご確認のうえ書類を提出してください

書類がお手元に届きましたならば、共済証券と照合いただいたうえで、ご加入者自身が、支払請求書を満了予定日の前の月の10日頃までに組合にご提出ください。

③ 満期共済金をお支払いします

共済責任が終了することなく満了したことをNOSA Iが確認後、満了日の翌日から5営業日以内に満期共済金をご加入者の指定する口座にお支払いします。支払請求書のご提出が遅れた場合、期日にお支払いできないことがありますのでご注意ください。

④ お支払い内容をご確認ください

満期共済金のお支払い後、お支払い内容の明細を記載した書類をお送りします。お支払い金額などをご確認ください。

お支払い明細にご不明な点がなければ、すべてのお支払い手続きは完了します。

新品で購入後の経過年数が農機具の耐用年数に10年を加えた年数までは農機具総合共済または農機具火災共済に、その後も農機具火災共済に引き続きご加入できます。

万一の損害に備えてNOSA Iの農機具損害共済にご加入くださいますようお願いいたします。

農機具更新共済約款

第1章 補償の内容

《共済金額》

第1条 共済金額は、事業規程に定める額を最高の額として加入者が申し出た金額とします。

《減価共済金額》

第2条 減価共済金額は、共済金額を限度として共済目的の経年減価額（新調達価額（共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額をいいます。以下同様とします。）に共済責任期間の耐用年数に対する割合を乗じて得た額。以下同様とします。）の範囲内で、加入者が申し出た金額とします。

《共済目的の範囲》

第3条 共済目的は、加入者の所有する未使用の状態で取得された農機具とします。

2 前項に規定する農機具の附属装置は共済目的に含まれません。

《共済責任期間》

第4条 共済責任期間は、3年以上の期間であって、農機具の耐用年数の範囲で事業規程に定める期間とし、加入者がこの組合に共済掛金等（共済掛金及び事務費賦課金をいいます。以下同様とします。）を払い込んだ日（第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。

2 前項の規定にかかわらず、加入者が農機具更新共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金等を払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まります。

3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、災害共済金を支払いません。

4 この組合は、共済関係が成立した場合は、加入者に共済証券を交付します。

第2章 共済掛金等の払込

《共済掛金等の払込》

第5条 加入者は、共済掛金期間（初回の共済掛金期間は共済責任期間の開始の日から1年間、次回以降の共済掛金期間はそれぞれの共済掛金期間の開始の日の応当日から1年間をいいます。以下同様とします。）の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する共済掛金等を払い込まなければなりません。

《共済掛金等の払込猶予期間》

第6条 前条（共済掛金等の払込）に規定する第2回以後の共済掛金等の払込みについては、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して14日の猶予期間があります。

2 共済掛金等の払込みがないまま、前項の猶予期間に第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故により災害共済金を支払うこととなった場合は、この組合は、支払うべき災害共済金からその共済掛金等を差し引きます。

3 共済掛金等が払い込まれないまま猶予期間を過ぎると、その初日から共済関係は効力を失います。

《共済関係の復活》

第7条 前条（共済掛金等の払込猶予期間）第3項の規定により、共済関係の効力を失ってから1年以内であれば、加入者は共済関係の復活を申し込むことができます。この場合、加入者は共済掛金等に相当する未納の金額に共済関係が効力を失った日から当該金額を納入する日までの満月数（月未満は切捨て）に応じ、年6％の割合で算出した延滞利息を加算して得た金額を納入しなければなりません。

2 前項の共済関係の復活の効力は、当該加入者が前項の金額を納入したときから生じます。

3 第15条（告知義務）及び第24条（共済関係の失効）第1項の規定は、共済関係の復活について準用します。

第3章 共済金の支払

《共済金を支払う場合》

第8条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた新調達価額の減少（以下「損害」といいます。損害には防災又は緊急避難に必要な処置によって発生した損害を含みます。以下同様とします。）に対して災害共済金を支払います。

（1）火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発

（2）衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故（次の表中の事故に限ります。）、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損

その他これらに類する稼働中の事故	ア 圃場等から引揚げられる時のけん引による事故
	イ 共済目的と連結し一つの機能として稼働している機体（トラクターに接続しているロータリーなどをいいます。以下同様とします。）の動作に起因し、有体物が共済目的に落下若しくは飛来した事故（ロータリーからの飛び石によるトラクターの損害など）
	ウ 共済目的が、共済目的と連結し一つの機能として稼働している機体と接触・衝突した事故
	エ 収穫物等（コンバインにおける籾・ワラなどをいいます。）の詰まりによる事故
	オ 道路の段差を乗り越える時等の衝撃による事故

（3）台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）及び落雷による損害を除きます。）

2 この組合は、共済目的について共済責任の終了又は満了に伴う経年減価（減価償却による減耗をいいます。以下同様とします。）による損害に対し、減価共済金を支払います。

《災害共済金を支払わない損害》

第9条 この組合は、次に掲げる損害に対しては災害共済金を支払いません。

（1）加入者又はその者の法定代理人（加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。）の故意又は重大な過失によって発生した損害

（2）加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害（その親族が加入者に災害共済金を取得させる目的がなかった場合を除きます。）

（3）加入者でない者が災害共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

- (4) 運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害
 (5) 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
 (6) 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害
 (7) 故障（偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害をいいます。）によって発生した損害
 (8) 凍結（ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損を含みます。）によって発生した損害
 (9) 次に掲げる消耗部品にのみ発生した損害

①オイル ②グリス ③クーラント類 ④エレメント・ストレーナ類 ⑤バッテリー ⑥ヒューズ・点火プラグ・電球類 ⑦ベルト類 ⑧ブレーキ ⑨走行クラッチ ⑩爪 ⑪ゴム類 ⑫ティン・レーキ ⑬ローダのバケット類 ⑭ガスケット・オイルシール等（軸付きシール、パッキン、Ｏリング、ワッシャ、トメワ、スナップリング、座金、ブッシュ） ⑮ベアリング ⑯その他メーカーで消耗品としているもの。

（注） 上記消耗部品の損害は共済事故により被災した場合であっても損害の額から除きますが、①～⑯の消耗部品以外の損害部品とともに交換した場合は損害の額に加えます。

なお、①～④については、火災、落雷、破裂もしくは爆発、盗難、自然災害での損害を除き、他の損害部品とともに交換した場合でも損害の額から除きます。

ただし、水害が原因で浸水・冠水した場合は、上記消耗部品①、④、⑮に単独で発生した損害についても損害の額に加えます。

- (10) 消耗部品に準じる部品に発生した損害

消耗部品に準じる部品	損害のうち災害共済金支払の責任を負わない割合
動輪・転輪・遊動輪・田植機の一体ゴム車輪	50%
刈刃・受刃等カッターナイフ類	50%
ユニバーサルジョイント（トラクター等動力源と作業機を連結するものに限りま	50%

（注） 火災、盗難、自然災害による事故での損害はこの免責を適用しません。

- (11) タイヤ、チューブ、クローラーに発生した損害（火災、盗難による盗取、自然災害による損害を除きます。）
 (12) コントロールボックス、コンピューター、センサー類に発生した損害（火災、落雷、盗難による盗取、鳥獣害、接触、衝突、自然災害による損害を除きます。ただし、接触、衝突は、接触、衝突の力が直接作用した場合に限りま

- (13) エンジンの焼付け（オーバーヒートを含みます。）による損害（火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損及び自然災害による損害を除きます。）
 (14) エンジン、トランスミッション（デフミッション、PTOミッション及びHST・CVTなどの無段変速機を含みます。）関係の事故（火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損及び自然災害による損害を除きます。）

- 2 この組合は、次に掲げる損害（次に掲げる事由によって発生した前条（共済金を支払う場合）第1項の事故が延焼又は拡大して発生した損害及び発生原因のいかんを問わず同条同項の事故が次に掲げる事由によって延焼又は拡大して発生した損害を含みます。）に対しては、災害共済金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変又は暴動（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって発生した損害

- (2) 前条（共済金を支払う場合）第1項第3号の地震等による損害には次のものを含みます。

ア 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発による損害

イ 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発が延焼又は拡大して発生した損害

ウ 火災、破裂又は爆発が地震等によって延焼又は拡大して発生した損害

- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害

《災害共済金を支払わない場合》

第10条 この組合は、次の場合には災害共済金の全部又は一部を支払いません。

- (1) 加入者が第29条（損害発生の場合の手続）第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合
- (2) 加入者が正当な理由がないのに第29条（損害発生の場合の手続）第2項の調査を妨害した場合
- (3) 加入者が第30条（損害防止義務）第3項の指示に従わなかった場合
- (4) 第19条（重大事由による解除）第1項により解除した場合
- (5) 加入者が災害共済金の支払請求手続を行使することができる時から3年間行使しない場合
- (6) 第27条（告知・通知義務の承認の場合）の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し加入者が支払を怠ったとき

- 2 この組合は、前項第1号に該当する場合には、第11条第1項の規定による災害共済金と、第11条第2項の損害の額から当該損害の額に次表の左欄に掲げる遅延期間に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額を損害の額と見なして算出した災害共済金との差額について、災害共済金を支払わないものとします。

事故発生通知の遅延による免責

通知の遅延期間	削減割合
事故発生後2ヶ月を超え3ヶ月以内の場合	20%
事故発生後3ヶ月を超え6ヶ月以内の場合	30%
事故発生後6ヶ月を超え1年以内の場合	40%
事故発生後1年を超える場合	50%
遅延期間に関わらず、損害評価ができない場合	100%

- (注) 鳥獣害・落雷等、機械的稼働時に損害が判明し遅延理由が正当と判断できる場合は、免責を適用しないことができます。

第4章 共済金の支払額

《災害共済金の支払額》

第11条 この組合が第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故に対して支払う災害共済金の額は、1回の事故につき次項の損害の額に共済金額（共済金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額に相当する金額とします。以下同様とします。）の新調達価額に対する割合を乗じて得た金額とします。

- 2 この組合が第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故に対して災害共済金を支払うべき損害の額は、共済目的の新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧（修理すること又は当該共済目的と同一若しくは類似の性能を有する農機具を再取得することをいいます。以下同様とします。）するために必要な費用の最低額によって組合が定めます。ただし、物体の落下若しくは飛来、衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故、盗難によるき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損によって損害が生じた場合には、その損害の額から損害の額の100分の10に相当する金額を差し引いて得た額を損害の額とします。

- 3 加入者が故意又は重大な過失によって第30条（損害防止義務）第1項又第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。
- 4 第8条（共済金を支払う場合）第1項の損害の額が、新調達価額の100分の5に相当する金額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず災害共済金は支払いません。

《減価共済金の支払額》

第12条 この組合が第8条（共済金を支払う場合）第2項の損害に対して払う減価共済金の額は、次の額とします。

（1）共済責任の満了の場合

減価共済金額に相当する額とします。

（2）共済責任の終了の場合

次項の損害の額を限度として次の算式によって算出された額とします。

減価共済金の額 ＝

$$\begin{array}{c} \text{第2条（減価共済金額）の減価共済金額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{共済責任終了時における共済責任経過年数} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{共済責任期間の年数} \end{array}} \times \left(1 - \frac{\begin{array}{c} \text{第11条第1項の災害共済金} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{共済金額} \end{array}} \right)$$

- 2 この組合が第8条（共済金を支払う場合）第2項の共済責任の終了又は満了に伴う経年減価による損害に対し、減価共済金として支払うべき損害の額は、経年減価額に共済責任経過年数（1年に満たない端数月があるときはこれを切上げて1年として計算します。以下同様とします。）の共済責任期間年数に対する割合を乗じて得た額によって定めます。

《復旧義務》

第13条 加入者は、共済目的に第8条（共済金を支払う場合）第1項の損害が発生した場合には、1年以内に共済目的を復旧しなければなりません。ただし、この組合は、その損害に係る災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む場合は、当該市町村の区域内において当該損害が生じた共済目的については、3年を限り、その期間を延長することができます。

- 2 加入者は、前項の復旧をした場合は、遅滞なく、書面をもってその旨をこの組合に通知しなければなりません。
- 3 第1項の復旧を行わなかったときの災害共済金は、第11条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額を農機具の時価額を基準として算定した額とします。

《他の保険契約等がある場合の災害共済金の支払額》

第14条 共済目的について第8条（共済金を支払う場合）の損害に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係（以下「重複契約関係」といいます。）がある場合であっても、第11条（災害共済金の支払額）の規定により算出した共済金を支払います。

- 2 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による共済金と重複契約関係により既に支払われた保険金または共済金の額との合計額が、損害の額（重複契約関係に、損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額とします。）を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合の支払う共済金の額は、損害の額から重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の合計額を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

- 3 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用します。

第5章 告知義務・通知義務等

《告知義務》

第15条 加入者は、加入申込みの際、農機具共済に係る共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合が農機具共済加入申込書等により告知を求めた告知事項について事実を告知しなければなりません。

《告知義務違反による解除》

第16条 農機具共済加入申込書等の告知事項について加入者が故意若しくは重大な過失によって事実を告げず又は不実のことを告げた場合は、この組合は、この共済関係を解除することができます。

2 前項の規定は、次の場合には適用しません。

- (1) 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 共済関係の成立の当時、この組合がその事実若しくは不実のことを知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 加入者が第8条（共済金を支払う場合）第1項の損害が発生する前に、告知事項について、書面をもって更正をこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合
- (4) この組合が解除の原因を知った時（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、解除の通知ができる時）から1カ月を経過した場合

3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は、第23条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、災害共済金を支払いません。もし、既に災害共済金を支払っていた場合は、この組合は、その災害共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害については、この組合は災害共済金を支払います。

4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

《通知義務》

第17条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じるときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。

- (1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること
- (2) 共済目的を譲渡すること
- (3) 共済目的を解体又は廃棄すること
- (4) 共済目的が第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故以外の原因により破損したこと
- (5) 共済目的について用途を変更し、又は著しく改造すること
- (6) 格納場所又は設置場所を変更すること
- (7) 共済目的について危険が著しく増加すること
- (8) 前7号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと

2 加入者が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時又は加入者がその発生を知った時からこの組合が通知を受けるまでの間に発生した損害（ただし、前項第3号、第5号又は第7号の事実が発生したときは、その事実の発生により増加した危険によって発生した損害に限ります。）

については、災害共済金を支払いません。ただし、前項第5号又は第7号の事実が発生したときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前の共掛金率等より高くならなかったときは、この限りではありません。

- 3 この組合は、第1項の事実が発生した場合（前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。）には、その事実を承認したときを除き、共済関係を解除することができます。
- 4 この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなします。
- 5 第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

《危険増加による解除》

- 第18条 この組合は、前条（通知義務）第1項各号の事実の発生により危険増加（填補することとされる損害の発生の可能性が高くなり、当該農機具更新共済に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の基礎として算出される共済掛金の額に不足する状況をいいます。）が発生したときに、同項の通知がなかった場合は共済関係を解除することができます。ただし、同項ただし書の場合は除きます。
- 2 前項に基づくこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の原因を知った日から1カ月経過した時に消滅します。
 - 3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第23条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時まで発生した損害については、災害共済金を支払いません。また、既に災害共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。
 - 4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

《重大事由による解除》

- 第19条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができます。
- (1) 加入者（共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。）が、この組合にこの共済関係に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合
 - (2) 加入者が、この共済関係に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合
 - (3) 前2号のほか、この組合の加入者に対する信頼を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 2 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第23条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、前項の第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時まで発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。
- 3 第1項による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

《共済関係の任意解除》

- 第20条 加入者は正当な理由がある場合には、この組合が別に定める手続により共済関係を解除することができます。

《共済目的の調査》

- 第21条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物に立入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。

《共済目的の調査拒否による解除》

第22条 加入者が、相当な理由がないのに、前条（共済目的の調査）の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。

2 前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実のあった日から1カ月以内に行使しないときは消滅します。

3 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

《共済関係の解除の効力》

第23条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第6章 共済関係の失効等

《共済関係の失効》

第24条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実の発生した時からその効力を失います。

- (1) 共済目的が第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故以外の原因によって滅失したこと
- (2) 共済目的が第9条（災害共済金を支払わない損害）の事故によって滅失したこと
- (3) 共済目的が解体されたこと

2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第36条（共済関係の承継）第1項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時から効力を失います。

《超過共済による共済金額の減額》

第25条 農機具共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことにつき加入者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。

2 農機具共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少した場合は加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

第7章 共済掛金等の追加・返還等

《危険の減少の場合》

第26条 共済関係の成立後に、当該共済関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。

2 前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

《告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合》

第27条 第15条（告知義務）、第17条（通知義務）第1項又は第36条（共済関係の承継）第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、次の表に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。

承認又は承諾する場合	追 加 額	払 戻 額
1 加入者が第8条（共済金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に農機具共済加入申込書の記載事項について更正の申出をし、組合がこれを承認する場合	共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率及び事務費賦課金率を乗じて得た共済掛金等の額から既に領収した共済掛金等を差し引いた残額	既に領収した共済掛金から共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率を乗じて得た共済掛金の額を差し引いた残額
2 加入者が共済責任の開始後、共済目的の改造又は用途の変更等について共済目的の異動を通知し、又は共済目的の譲受人及び相続人その他の包括承継人から共済関係の承継の承諾申請を受け、組合がこれを承認し、又は承諾する場合	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更後の共済掛金等の額から変更前の共済掛金等の額を差し引いた残額	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額

《共済掛金の返還》

第28条 共済関係の全部又は一部が無効となった場合、失効又は解除された場合及び超過共済による一部取り消しされた場合において、その原因に加入者の故意又は重大な過失がなかったときは、加入者が払い込んだ共済掛金のうち、災害部分、減価部分の未経過部分に係る共済掛金の返還については以下に定める方法により計算して得た額を返還します。

（1）災害部分の返還

- ① 共済関係の無効又は取消しの場合は、その無効又は取消しとなった共済金額に対応する共済掛金の額
- ② 失効の場合は、共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額
- ③ 解除の場合は、次の表により計算した額

返還する場合	返 還 額
1 共済目的の改造又は用途の変更その他危険が著しく増加したこと等による解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責に帰すべき事由による解除の場合	共済掛金から共済掛金に経過月数に応じた下記の係数を乗じて得た額を差し引いた残額
2 共済目的の改造又は用途の変更その他危険が著しく増加したこと等による解除の場合で、解除の原因となった事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額
3 1及び2による解除以外の事由による解除の場合であって、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

1 の既経過月数に応じた係数

既経過共済 責任期間（月）	係 数 （％）
1	20.0
2	30.0
3	40.0
4	50.0
5	60.0
6	70.0
7	75.0
8	80.0
9	85.0
10	90.0
11	95.0

既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の応当日までを1月と計算し、30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とします。

- ④ 超過共済による一部取り消しされた場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された共済金額に対応する共済掛金の額

(2) 減価部分の返還

共済掛金を返還する場合	算 出 式
1 共済関係の無効、失効又は解除の原因が加入者の故意又は重大な過失によらない場合であり、無効が判明した日又は失効若しくは解除の日が、共済掛金期間の中途に該当する場合の返還金の額	$\text{返還金} = a \times \frac{(1+i)^{t+1} - 1}{i} \times 100\%$ a : 共済掛金のうち減価部分に対応する部分の金額 t : 無効が判明した日又は失効若しくは解除の日までの経過年数（1年未満の端数月がある場合は、これを切り捨てる） i : 予定利率
2 共済関係の無効、失効又は解除の原因が加入者の故意又は重大な過失によらない場合であり、無効が判明した日又は失効若しくは解除の日が、共済掛金期間の終了の日に該当する場合の返還金の額	$\text{返還金} = a \times \left\{ \frac{(1+i)^{t+1} - 1}{i} - 1 \right\} \times 100\%$

- 2 この組合は、第25条（超過共済による共済金額の減額）第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

第8章 損害の発生

《損害発生の場合の手続》

第29条 加入者は、共済目的について災害共済金の支払を受けるべき損害があると認めた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。

- 2 共済目的について第8条（共済金を支払う場合）第1項の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができます。
- 3 加入者は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなければなりません。
- 4 加入者が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもってこの共済関係を解除することができます。

《損害防止義務》

- 第30条 加入者は、共済目的について通常すべき管理及び操作その他の損害防止を怠ってはなりません。
- 2 加入者は、第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。
 - 3 この組合は、加入者に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

《残存物及び盗難品の帰属》

- 第31条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、加入者がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして災害共済金を支払った場合は、この限りではありません。
- 2 加入者は、この組合が要求した場合は、前項の規定により、この組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合は、当該要求による必要な行為のために、加入者が負担した費用はこの組合が負担します。
 - 3 盗取された共済目的について、この組合が災害共済金を支払った場合は、その共済目的について有する権利は、共済金額の新調達価額に対する割合によって組合に移転します。なお、加入者は、盗取された共済目的を発見し又は回収したときは遅滞なくこの組合へ通知しなければなりません。

《評価人及び審判人》

- 第32条 新調達価額又は第11条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額について、この組合と加入者又は災害共済金を受け取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは他の問題と分離して、これを当事者双方が書面をもって選定した各1名ずつの評価人の判断に任せるものとし、評価人の間で意見が一致しないときは、評価人双方が選定した1名の審判人の裁定に任せなければなりません。
- 2 前項の判断又は裁定に要する費用及び評価人又は審判人に対する報酬は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は前項の判断又は裁定において定めます。

《第三者に対する権利の取得》

- 第33条 第8条（共済金を支払う場合）第1項の損害が第三者の行為によって発生した場合において、この組合が災害共済金を支払ったときは、この組合は、加入者がその損害につき第三者に対して有する権利（以下この条において「加入者債権」といいます。）について、次の各号の額を限度に組合が加入者に代わり取得するものとします。
- (1) 組合が損害の額の全額を災害共済金として支払った場合は、加入者債権の全額
 - (2) 前号以外の場合は、加入者債権の額から、災害共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- 2 前項第2号の場合において、組合が加入者に代わり取得せずに加入者が引き続き有する債権は、組合が加入者に代わり取得する当該債権よりも優先して弁済されるものとします。
 - 3 第31条（残存物及び盗難品の帰属）第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合にお

いて準用します。

《共済金の支払時期》

第34条 加入者が第29条（損害発生の場合の手続）の手続をし、この組合が災害共済金の額を確定した場合は、手続をした日から30日以内に災害共済金を支払います。

2 前項の規定にかかわらず、この組合が災害共済金の額を確定するための必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、速やかに災害共済金を支払います。

《共済関係の終了及び消滅》

第35条 この共済関係は、第11条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額の新調達価額に対する割合が耐用年数に対する耐用年数から経過年数（1年に満たない端数月がある場合は、これを切捨てます。）を差し引いた年数の割合以上となる第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故が発生した時に終了します。

2 第7条（共済関係の復活）第1項の規定により、復活しないまま復活期間を過ぎた場合には、共済関係は消滅します。

第9章 その他

《共済関係の承継》

第36条 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合においては、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、この組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継することができます。

2 前項の規定による承諾を受けようとする譲受人又は相続人その他の包括承継人は、その譲受又は相続その他の包括承継の日から14日以内に書面をもって、この組合に承諾の申請をしなければなりません。

3 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時）からその効力を生じます。

《準拠法》

第37条 この約款に規定のない事項については、農業保険法（昭和22年法律第185号）、同法施行令（平成29年政令第263号）、同法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）、任意共済損害認定準則（平成30年3月28日農林水産省告示第659号）並びにこの組合の定款及び事業規程によります。

《約款の変更を行う場合の対応》

第38条 この組合は、この約款を変更するときは、変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を組合の事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページへ公表するほか、広報誌等に掲載することにより、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。

特 約 条 項

臨時費用担保特約条項

《組合の支払責任》

- 第1条 この組合は、この特約に従い、農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）又は農機具更新共済約款第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故によって共済目的が損害を受けた場合において、災害共済金のほか、その損害に伴う臨時の費用に対して共済金（以下「臨時費用共済金」といいます。）を支払います。
- 2 この組合は、第4項に規定する者が、農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）又は農機具更新共済約款第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故に直接起因（その事故から避難又は損害の発生するおそれが著しく増大したときの損害防止を含みます。）し、30日以上入院加療（原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は他覚症状のないものを除きます。）を要した場合、又は被害の日から200日以内に死亡又は後遺障害（別表に掲げる基準に該当する場合に限ります。）を被った場合は、前項の臨時費用共済金のほか、その入院加療並びに死亡又は後遺障害に伴う費用に対して共済金（以下「傷害費用共済金」といいます。）を加入者（加入者が死亡した場合には、その法定相続人）に支払います。ただし、共済目的が農業用自動車の場合は除きます。
- 3 前項の規定により傷害費用共済金を加入者の法定相続人に支払う場合であって、その法定相続人が2人以上いる場合は、その受取割合は、法定相続分の割合とします。
- 4 傷害費用共済金の対象者（以下「傷害費用支払対象者」といいます。）は、次のとおりとします。
- （1）加入者及び共済目的の所有者（加入者及び共済目的の所有者が法人であるときは、その理事、取締役又はその他の機関にある者）
 - （2）加入者及び共済目的の所有者の親族
 - （3）加入者及び共済目的の所有者の使用人

《臨時費用共済金の支払額》

- 第2条 この組合が支払う臨時費用共済金の額は、共済金額に損害割合（農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第2項又は農機具更新共済約款第11条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額の新調達価額に対する割合をいいます。）の10%を乗じて得た額とします。
- 2 この特約に係る共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき他の重複契約関係がある場合であっても、臨時費用共済金は、前項の規定により算出した金額とします。
- 3 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による臨時費用共済金と他の重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、第1項の額（他の重複契約関係に臨時費用共済金の額を算出する基準が異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した額のうち最も高い額とします。以下この項において「支払限度額」といいます。）を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合が支払う臨時費用共済金の額は、支払限度額から他の重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額の合計額を差し引いた額とします。ただし、他の重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

《傷害費用共済金の支払額》

- 第3条 この組合が支払う傷害費用共済金の額は、傷害費用支払対象者ごとに共済金額（共済金額が新調達価額を超えるときは、新調達価額に相当する金額とします。）にそれぞれ次の各号の割合を乗じて得た額とします。
- （1）傷害費用支払対象者が第1条（組合の支払責任）第2項に規定する死亡又は後遺障害を被った場合

1名ごとに30%。ただし、1回の共済事故につき50万円を限度とします。

- (2) 傷害費用支払対象者が第1条（組合の支払責任）第2項に規定する入院加療を要した場合
1名ごとに5%。ただし、1回の共済事故につき20万円を限度とします。

2 この特約を付した農機具損害共済又は農機具更新共済とは別に、同一の加入者について、同一の共済事故により第1条（組合の支払責任）第2項の傷害費用共済金を支払うべき他の共済関係がある場合において、それぞれの共済関係による傷害費用共済金の合計額が1回の共済事故につき1名ごとに前項第1号又は第2号で規定する限度額を超えるときには、この組合は、次の算式により算出した額を傷害費用共済金として支払います。

$$\begin{array}{l} \text{第1条（組合の支払責任）第2項の傷害費用共済金の額} \\ \text{前項第1号又は第2号で規定する限度額} \end{array} \times \frac{\text{この共済関係に係る支払責任額}}{\text{それぞれの共済関係に係る支払責任額の合計額}}$$

《臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払わない場合》

第4条 農機具損害共済約款第5条（災害共済金を支払わない損害）又は農機具更新共済約款第9条（災害共済金を支払わない損害）及び農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第4項又は農機具更新共済約款第11条（災害共済金の支払額）第4項の規定により、災害共済金が支払われない場合には、この組合は、臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払いません。

《傷害発生のお知らせ》

第5条 加入者（加入者が死亡した場合には、その法定相続人）は、共済目的について農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）又は農機具更新共済約款第8条（共済金を支払う場合）第1項の損害が発生し、傷害費用支払対象者が入院加療並びに死亡又は後遺障害を被ったときは、遅滞なくこの組合に通知しなければなりません。

《傷害費用共済金の支払時期》

第6条 この組合は、加入者が農機具損害共済約款第25条（損害発生の場合の手続）又は農機具更新共済約款第29条（損害発生の場合の手続）の手続をし、組合が要求した傷害費用共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日以後30日以内に、次の事項の確認を終え、傷害費用共済金を支払います。

確認事項	
	詳細
① 傷害費用共済金の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生の状況、損害又は傷害発生の有無及び加入者、共済目的の所有者又は被害者に該当する事実
② 傷害費用共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	約款に規定する傷害費用共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
③ 傷害費用共済金を算出するための事実の確認が必要な場合	損害の額、傷害の程度、事故と損害又は傷害との関係、治療の経過及び内容
④ 共済関係の効力の有無の確認が必要な場合	約款に規定する解除又は取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、組合が支払うべき傷害費用共済金の額を確定させるための事実の確認が必要な場合	重複契約関係の有無及び内容、損害について加入者が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有無及び内容等

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、この組合は、傷害費用共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（照

会又は調査の内容が複数ある場合は、そのうち最長の日数とします。) が経過する日までに、傷害費用共済金を支払います。

特別な照会又は調査の内容	日数
第 1 項の表中①から⑤までの事項を確認するための弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）その他の法令に基づく照会	180 日
第 1 項の表中①から④までの事項を確認するための警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180 日
第 1 項の表中①から④までの事項を確認するための医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
第 1 項の表中③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果の照会	120 日
災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された被災地域における第 1 項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日

《準用規定》

第 7 条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款又は農機具更新共済約款の規定を準用します。

＜別表＞ 後遺障害の基準

1 両眼の視力が 0.02 以下になったもの 2 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの 3 そしゃくの機能を廃したもの 4 言語の機能を廃したもの 5 両上肢の用を全廃したもの 6 両手の手指の全部を失ったもの 7 両下肢を足関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 10 神経系統の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 11 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

共済掛金等分割払特約条項

《この特約の締結》

第1条 この特約は、加入者が農機具損害共済又は農機具更新共済に係る共済掛金等を年2回又は4回に分割（以下「分割共済掛金等」といいます。）して払い込むことを申し込み、この組合が承諾したときに締結します。

2 この特約は、前項の規定にかかわらず継続申込特約を付した共済関係には付すことはできません。

《共済責任（掛金）期間》

第2条 この特約に係る共済責任期間（農機具更新共済にあつては共済掛金期間）は、この組合が加入者から第1回分割共済掛金等の払込みを受けた日（共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後4時から始まり、末日（応当日）の午後4時に終わります。

《分割共済掛金等の払込方法》

第3条 加入者は、この共済関係の承諾の通知書に記載された払込期限までに第1回分割共済掛金等を払い込み、第2回以降の分割共済掛金等については、払込期限（2回分割の場合の払込期限は、第1回分割共済掛金等の払込期限の日から起算して6か月を経過した日、4回分割の場合の第2回の払込期限は、第1回分割共済掛金等の払込期限の日から起算して3か月を経過した日、第3回以降の払込期限は、前回の払込期限の日から起算して3か月を経過した日とします。以下同様とします。）までに払い込まなければなりません。

《分割共済掛金等の払込猶予期間及び共済関係の解除》

第4条 この組合は、前条（分割共済掛金等の払込方法）の規定にかかわらず、第2回以降の分割共済掛金等の払込みを払込期限の翌日から起算して14日間（以下「猶予期間」といいます。）猶予します。ただし、この猶予期間内に共済事故が発生し、その分割共済掛金等が払い込まれていないときは、災害共済金を支払いません。

2 分割共済掛金等が払い込まれないまま猶予期間が過ぎた場合、共済関係はその初日からその効力を失います。この場合、共済関係は解除されたものとみなします。

3 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行い、当該払込期限の翌日から将来に向かってのみ、その効力を生じます。

4 第2項の規定によりこの組合が共済関係を解除した場合は、既に領収した分割共済掛金等は返還しません。ただし、減価部分に係る共済掛金についてはこの限りではありません。

《共済関係が終了又は消滅する場合の未払込共済掛金等の払込み》

第5条 農機具損害共済約款第31条（共済金支払後の共済関係）第1項の規定により共済関係が消滅する場合又は農機具更新共済約款第35条（共済関係の終了及び消滅）第1項の規定により共済関係が終了する場合には、加入者は災害共済金の支払を受ける以前に未払込共済掛金等（加入者が払い込むべき共済掛金等から既に払い込まれた分割共済掛金等の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を一時に払い込まなければなりません。

《共済関係の解除の場合の未払込共済掛金等の払込み》

第6条 共済掛金等の払込みを完了する前に農機具損害共済約款又は農機具更新共済約款の規定によりこの共済関係を解除する場合において、この組合が災害共済金を支払うべき事故が発生していたときは、加入者は、未払込共済掛金等の全額を一時に払い込まなければなりません。

《追加共済掛金等の払込み》

第7条 この組合が、農機具損害共済約款第21条（告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合）又は農機具更新共済約款第27条（告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合）の規定により追加共済掛金等の支払を請求した場合は、加入者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

《準用規定》

第8条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款又は農機具更新共済約款の規定を準用します。

地震等担保特約条項

《組合の支払責任》

第1条 この組合は、この特約に従い、農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）及び第5条（災害共済金を支払わない損害）第2項第2号並びに農機具更新共済約款第8条（共済金を支払う場合）第1項及び第9条（災害共済金を支払わない損害）第2項第2号の規定にかかわらず、地震等によって共済目的に発生した損害について災害共済金を支払います。

《地震等災害共済金の支払額》

第2条 この組合が前条に従い支払う災害共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第2項又は農機具更新共済約款第11条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額が、新調達価額の100分の5に満たない場合には、災害共済金は支払いません。

$$\text{災害共済金の額} = \frac{\text{農機具損害共済約款第7条第2項又は農機具更新共済約款第11条第2項の損害の額}}{\text{共済金額} \times 0.5} \times \text{新調達価額}$$

2 地震等によって共済目的に発生した損害については、付保割合条件付実損填補特約を付した共済関係にあっても、付保割合条件付実損填補特約条項第3条（共済金の支払額）の規定にかかわらず、前項の規定により災害共済金を支払います。

《共済関係の終了の場合》

第3条 農機具更新共済約款第35条（共済関係の終了及び消滅）により共済関係が終了する場合は、農機具更新共済約款第12条（減価共済金の支払額）第1項第2号の規定にかかわらず、減価共済金を支払いません。この場合においては、農機具更新共済約款第28条（共済掛金の返還）の規定の例により共済掛金を返還します。

《準用規定》

第4条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款又は農機具更新共済約款の規定を準用します。

この「約款」は、NOSA Iの農機具更新共済契約についての大切なことがらを記したものです。「重要事項説明書」とともによくお読みいただきますようお願いいたします。

この「約款」には、ご加入後にご注意いただきたいこと、事故が起こったときの手続きについても記載されていますので、「共済証券」及び「重要事項説明書」とともに、大切に保管してください。

なお、「約款」及び「重要事項説明書」について、わかりにくい点がございましたら、ご遠慮なくNOSA Iにおたずねください。